

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び警備
業法施行規則の一部を改正する内閣府令
(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改
正)
第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和
三十三年総理府令第十六号)の一部を次のよう
に改正する。
第五条第四項中「財団法人日本体育協会」の
下に(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育
協会という名称で設立された法人をいう。第十
一条の六第一項第一号において同じ。)」を加え
る。
(警備業法施行規則の一部改正)
第二条 警備業法施行規則(昭和五十八年総理府
令第一号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第二号イ中「又は寄附行為」を削
る。

附 則
この府令は、一般社団法人及び一般財団法人に
関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)
から施行する。

省 令

○総務省令第八十八号
国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二
十四年法律第二百号)第三条第一項の規定に基
づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を
次のように定める。
平成二十年八月一日
総務大臣 増田 寛也

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令
第三十三号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「支給日」の下に「(一般職給与
法第九条ただし書の規定により俸給を支給する場
合にあつては、当該基準日の属する月における後
の支給日。第四項において同じ。)」を加え、同条
第三項中「支給日」の下に「(一般職給与法第九
条ただし書の規定により俸給を支給する場合にあ
つては、当該基準日の属する月における先の支給
日)」を加え、同条に次の一項を加える。
5 法及びこの規則に定めるもののほか、寒冷地
手当は、一般職給与法の俸給の支給方法に準じ
て支給する。
附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十三号
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者
の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律
第百十号)を実施するため、心神喪失等の状態で
重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に
関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令
の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年八月一日
厚生労働大臣 舩添 要一

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行
つた者の医療及び観察等に関する法律に基づ
く指定医療機関等に関する省令の一部を改
正する省令
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行
つた者の医療及び観察等に関する法律に基づ
く指定医療機関等に関する省令の一部を改
正する省令
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行
つた者の医療及び観察等に関する法律に基づ
く指定医療機関等に関する省令の一部を改
正する省令
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行
つた者の医療及び観察等に関する法律に基づ
く指定医療機関等に関する省令の一部を改
正する省令

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

第二条 厚生労働大臣は、当分の間、すべての指
定入院医療機関において病床(病院の一部につ
いて法第十六条第一項の指定を受けている指定
入院医療機関にあつては、その指定に係る病床)
に余裕がない場合には、法第四十二条第一項第
一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受け
た者であつて、法第四十三条第三項の規定に基
づき厚生労働大臣が定めた指定入院医療機関
(以下「委託指定入院医療機関」という。)に勤
務する精神保健指定医による診察の結果、その
症状に照らし、この項に規定する措置の実施に
よりその精神障害の特性に応じ円滑な社会復帰
を促進するために必要な医療を受けることがで
きなくなるおそれがないと認められるものに対
し、指定入院医療機関以外の医療施設(以下「特
定医療施設」という。)又は病院の一部について
法第十六条第一項の指定を受けている指定入院
医療機関の指定に係る病床以外の当該指定入院
医療機関の病床(以下「特定病床」という。)で
入院による医療を行うことができる。ただし、
この項に規定する措置の実施により、当該特定
医療施設における病床又は特定病床に余裕がな
くなり、又は余裕がなくなると見込まれる場合
には、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、当分の間、すべての指定入
院医療機関において病床(病院の一部について
法第十六条第一項の指定を受けている指定入院
医療機関にあつては、その指定に係る病床)に
余裕がなくなると見込まれる場合には、入院対
象者であつて、当該入院対象者が入院している
指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医に
よる診察の結果、当該者に対する医療の提供の
経過及びその症状に照らし、早期に社会復帰す
ることが可能な病状にあり、この項に規定する
措置を実施した場合においてもその円滑な社会
復帰を促進するために必要な医療を受けるに当
たつて支障が生じないと認められるものに対
し、特定医療施設又は特定病床で、入院による
医療を行うことができる。
3 特定医療施設は、次の各号に掲げる病院で
あつて、前二項の医療を提供するために必要な
ものとして厚生労働大臣が定める基準を満たす
ものでなければならない。
一 国又は都道府県が設置する精神科病院
二 都道府県又は都道府県及び都道府県以外
の地方公共団体が設立した地方独立行政法
人(地方独立行政法人法(平成十五年法律
第百十八号)第二条第一項に規定する地方
独立行政法人をいう。)が設置する精神科病
院
三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法
律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十
九条の八に規定する指定病院
四 前項に規定する者の居住地に所在する指
定通院医療機関の指定を受けた病院であつ
て、当該者に対し入院による精神障害の医
療を行うことのできるもの

4 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定に
より医療を行おうとするときは、地理的条件、
交通事情その他の条件を勘案して、特定医療施
設又は特定病床を有する指定入院医療機関(以
下「特定医療施設等」という。)を定めなければ
ならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定により医療を
行おうとするときは委託指定入院医療機関の管
理者に対し、第二項の規定により医療を行おう
とするときは同項に規定する者が入院している
指定入院医療機関の管理者に対し、それぞれ前
項の規定により定めた特定医療施設の名称、所
在の地及び電話番号その他の連絡先を通知しな
ければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定に
より、入院による医療を行うに当たつて必要な
場合には、第一項又は第二項に規定する者を、
特定医療施設等に移送しなければならぬ。

7 委託指定入院医療機関又は第二項に規定する
者が入院している指定入院医療機関(以下「委
託指定入院医療機関等」という。)の管理者は、
第一項又は第二項の規定による医療を担当する
ときは、第一項又は第二項に規定する者に対し、
当該委託指定入院医療機関等の医師、看護師そ
の他の職員による治療計画の策定、定期的な診
察又は病状の評価に関する事項その他の厚生労
働大臣が定める事項を実施するとともに、特定
医療施設において当該治療計画に基づいた適切
な医療が提供されるよう、特定医療施設との間
で、第一項又は第二項に規定する者に対する医
療の提供に関する契約を締結しなければならない。
8 委託指定入院医療機関等の管理者は、前項の
契約を締結しようとするときは、第一項又は第
二項に規定する者に対する医療の提供及び処遇
に関する事項、委託指定入院医療機関等の策定
した治療計画の実施に関する事項、第一項又は
第二項に規定する者の病状が急変した場合の委
託指定入院医療機関等が講ずべき措置に関する
事項、特定医療施設における医療の提供に係る
費用の算定及び支払に関する事項、契約解除そ
の他当該契約に違反した場合の措置に関する事
項その他厚生労働大臣が定める事項を記載した
契約書を作成しなければならない。

9 第一項及び第二項の規定による医療の提供の
期間は、当該医療の提供を開始した日から起算
して三月を超えないことである。ただし、厚
生労働大臣は、第二項に規定する者について、
居住地における円滑な社会復帰を促進するため
に必要と認める場合には、通じて三月を超えな
い範囲で、この期間を延長することができる。
10 厚生労働大臣は、いずれかの指定入院医療機
関の病床に余裕が生じた場合には、速やかに、
第一項に規定する者を当該指定入院医療機関に
移送しなければならない。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。